

# 面倒な在留資格の取得・変更・更新手続きは 旭橋行政書士事務所にお任せください！

## 1. 面倒な在留資格の申請手続き

在留資格(ビザ)の申請手続きを本人が行う場合は大変です。

まず在留資格の種類は28種類もあり、希望する在留資格を取得出来るのかよく調べる必要があること、各種行政機関や必要により雇用先等から数多くの書類を収集する必要があること、入管庁からの質問に対する資料の作成で時間がかかることから、特に日本語が不慣れな在留外国人が自分で作業すると大変な労力がかかるためです。



更に不完全な申請書類に対し入管庁から不許可を1回でももらってしまうとその後再申請しても許可の難易度が大幅にあがってしまいます。

## 2. 当事務所の強み

当事務所はヒアリングシートに基づく申請者との入念な打ち合わせから、希望する在留資格の取得可能性の確認、申請用資料の入手及び入管庁への確実な説明による円滑な申請手続きを実現します。

また当事務所代表は入管庁との豊富な申請実績を持ち、行政書士資格以外にも申請者本人に代わって申請書類を入管へ提出や調整することができる「申請取次行政書士」の資格も保有しており、申請者本人が入管庁へ出頭することなくワンストップでの対応が可能です。

このように申請者にかなり丁寧な対応ですが、料金は同業者の相場に比べて非常に安価な料金設定となっております。(3項参照)



**専門家に頼んでよかった！**

### 3. 各種在留資格の手続き費用

(1)ビザの変更(在留資格変更許可申請):55,000円(税込)

(2)ビザの更新(在留資格更新許可申請):40,000円(税込)

注)主な対象は以下の通り(その後も相談可能)

- ・定住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・技術・人文知識・国際業務(技人国)
- ・技能
- ・介護
- ・興行
- ・家族滞在
- ・特定活動

(3)特定技能(1号、2号):77,000円(変更時、税込)

55,000円(更新時、税込)

(4)永住許可申請:110,000円(税込)

(5)短期滞在(親戚訪問、短期商用):35,000円(税込)

注1)入管への申請手数料が別途4,000円(永住許可申請は8,000円)がかかります。

注2)入管より理由書、弁明書の提出を要求される場合は、A4 1枚あたり10,000円掛かります。ただし入管からの要求頻度はかなり低いです。

注3)当方が外国語を話せないため、事前連絡はメールでのやり取りとなります。

注4)必要に応じ通訳を手配します。ただしその際の料金は別途調整となります。

### 4. 在留資格の申請手続きはお早めに

申請書類の作成は、各種資料の収集や申請人とのヒアリング結果を文書化する必要があり、かなり時間が掛かります。また申請書類を作成した後で入管庁へ提出しても審査が完了するまで1か月以上又は数か月以上かかる在留資格もあります。在留期間を超えないよう早目に申請手続きを行いましょう。

旭橋行政書士事務所 代表 阿波根 淳介  
沖縄県那覇市長田2-7-7 コーポわかば202  
TEL:090-6858-2034  
Email:[ahagon-gyousei@outlook.jp](mailto:ahagon-gyousei@outlook.jp)





代表者近影(徳島県剣山(標高1955m)にて。寒かった笑)